



資産損失に関する新規定により税前控除(損金)手続は簡素化、但し 税務調査リスクは増加

このアラートで検討している法規

- 国家税務総局による「企業の資産損失の企業所得税税前控除に関する管理弁法」(国家税務総局 2011 年第 25 号公告)、2011 年 3 月 31 日公布、2011 年 1 月 1 日から施行
- 財政部・国家税務総局による「企業資産損失の税前控除政策に関する通知」(財税「2009」57 号、以下 57 号文)、2009 年 4 月 16 日公布、2008 年 1 月 1 日から施行

背景

2011 年 3 月 31 日、国家税務総局は 25 号公告の方式で「企業資産損失の企業所得税の税前控除に関する管理弁法」を公布した(以下「新弁法」)。新弁法は 2009 年に公布された「企業資産損失の税前控除に関する管理弁法」(以下「旧弁法」)に取って代わった。新弁法の公布により、資産損失の範囲が拡大され、資産損失の事前承認制度は廃止され、一部の状況における証拠資料の条件も簡素化された。国家税務総局は資産損失控除規定の遵守を自ら管理することを前提として企業により多くの自主権を与えた一方で、企業に対する税務調査の権限は留保している。調査に関わる人的資源の再配分により、税務機関はハイリスクな対象企業または領域に対する税務調査に集中できるようになった。

新弁法は 2011 年 1 月 1 日から施行され、同時に旧弁法及び国税函「2009」772 号、国税函「2010」196 号は廃止された。新弁法は 2011 年 12 月 31 日に終了する納税年度及びそれ以降の納税年度に適用される。

新弁法の主な内容及び KPMG の所見は以下の通りである。

1. 資産の範囲

新弁法の公布により資産の範囲が拡大した。売掛金/前払金の下位勘定科目に、新弁法は他社のための立替金及び関係会社間の売掛金/買掛金を追加した。また、新しいカテゴリーとして無形資産を追加している。これらの新しい資産

損失は元々、企業所得税法においても認められてきた損失であるが、新弁法はこれらの資産損失の控除手続及び証拠資料の提出に対して、具体的な指針を提供している。

新弁法の主な変更の一覧表

1. 資産範囲を拡大し、無形資産を新しく追加した。
2. 実際資産損失と法定資産損失を区別した上、両者とも控除可能にした。
3. 資産損失に対する会計処理の完了が要求されるようになった。
4. 事前承認が廃止され、専項申告によって代替された。
5. 企業の損失控除認識期限を、通常 5 年までと明確化した。
6. 地域を跨る経営の場合、本社の主管税務機構へ申告することが要求された。
7. 証拠資料として、第三者による技術鑑定及び特別報告書を要求するようになった。
8. 一部の資産損失の証拠資料が簡素化された。
9. 関連当事者間取引による損失に関して、特別報告書の提出により控除可能になった。

新弁法第 50 条によると、新弁法で規定されていない資産損失事項であっても、企業所得税法及びその実施条例等の法律・法規の規定に合致していれば、企業は税務機関へ控除申請することができる。

2. 資産損失の定義

新弁法は控除可能な資産損失を以下の 2 つの類型に分類している。

・実際資産損失

新弁法に規定されている資産を実際に廃棄、譲渡する際に生じた合理的な損失である。

・法定資産損失

実際に廃棄、譲渡していないにもかかわらず、57 号文及び新弁法の規定条件で算定・認識された損失である。例えば 3 年以上、未回収の売掛金が該当する。

旧弁法は損失の「実際発生」及び「実際認識」の区別を概略的に言及して、詳細な解釈を行っていなかったが、この 2 種類の損失は基本的に新弁法における実際資産損失と法定資産損失に対応している。新弁法はこの 2 種類の損失について正式に定義を行った。

3. 損失控除の期限

新弁法によると、実際資産損失は、それが実際に発生した年度に控除しなければならない。法定資産損失は、企業が主管税務機関に証拠資料を提供し、その資産損失が法定資産損失の認識条件に合致していることを証明した年度に控除しなければならない。2 つの状況とも、会計上の損失処理が行われていることを前提としている。

旧弁法と異なり、新弁法は資産損失の会計処理を税前控除の前提条件としている。

旧弁法は、企業に対し資産損失が実際に認識され、或いは実際に発生した年度に控除するよう要求し、「控除の繰上及び繰延」を認めていなかった。新弁法はこの規定を廃止したが、実質的には引続き適用している。これは企業所得税法が発生主義原則に基づき納税所得額を計算するように要求しているからである。

過年度に発生したが、その年度に税前控除していない資産損失について、新弁法は納税人による追加控除及び税金還付の申請期限を明確にした。即ち、追加控除の申請期間は原則的に 5 年を超えてはならないとした。特殊な場合、国家税務総局の承認により追加控除の申告期限の延長が可能である。

ここでいう特殊な場合には、以下の状況が含まれる。

・計画経済体制からの転換期において企業に遺留している資産損失

・上場に向けての企業の組織再編過程において生じた権利紛争によって適時に控除できなかった資産損失

・国家政策の任務引受によって生じた資産損失

・国家政策の不明確性によって生じた資産損失

しかし、法定資産損失については、必ず損失の申告年度に控除を行わなければならない。

税収徴収管理法第 51 条の規定によると、納税人は税金の納付日から 3 年以内に税金の過払を発見した場合、税務機関に過払額及び銀行に同期間預けた場合に受取ることができた利息の返還を求めることができる。したがって、新弁法では 5 年又は 5 年以上の期間内の追加控除の申請が認められているにもかかわらず、利息に関しては恐らく決済日から 3 年以内の追加控除の申請しか認められないと思われる。実務上、主管税務機関に確認することを薦める。

4. 控除申告手続

新弁法は資産損失の控除に当たって税務機関による事前承認規定を廃止した。旧弁法において、一部の資産損失は自ら計算・控除できたが、原則的に控除に当たって事前承認が必要であった。それに対して、新弁法では全ての資産損失について事前承認の必要性がなくなり、要求される資産損失に関する証拠及び情報を税務機関に提出すれば済むようになった。但し、一部の資産損失についてはその他の資産損失より更に詳細な情報が要求されている。

新弁法における申告は「清單申告」と「専項申告」の 2 種類に分けられる。清單申告に属する資産損失について、企業は会計勘定科目ごとに分類・集計し、税務機関の調査に備え、関連する会計及び税務情報を残さなければならない。専項申告に属する資産損失について、企業はそれぞれの件別に会計処理資料及びその他の関連納税資料を添付し、件別に申告を行わなければならない。

資産損失の性質から見ると、新弁法における清單申告及び専項申告は基本的に旧弁法における自己計算控除と事前承認に対応している。通常、清單申告は一般の生産経営活動において生じた資産損失に適用され、専項申告はその他の資産損失に適用される。企業が申告類型に関して疑問がある場合、専項申告を選択すればよい。

旧弁法の自己計算控除に対する要求と比べ、新弁法は資産損失の清單申告に際してより多くの判断を要求している。例えば、非貨幣性資産の除却及び譲渡において生じた損失については、公正価値による取引であれば、清單申告が認められている。また、債権、証券、先物、ファンド及びデリバティブ商品取引において生じた損失については、公正な市場取引の原則による取引の場合に限り、清單申告が認められる。また、旧弁法と比べ、新弁法は省級主管税務機関と地方税務機関との選択権、つまり地域を跨り経営活動を展開している企業が控除申告時にどの地方税務機関を選択するかについての決定権限を縮小した。新弁法によると、支店はその主管税務機関へ申告すると同時に、本社を通じ本社の主管税務機関へ申告を行わなければならない。それに対して、旧弁法では損失金額によって、省級主管税務機関は地方税務機関へ承認権限を委譲することができた。但し、地域を跨る資産譲渡において生じた資産損失については、新旧弁法とも本社の主管税務機関へ申告することを要求している。

新弁法において、清單申告と専項申告は企業所得税の年度申請時に同時に行うことが認められる。もし特殊な原因で専項申告の資料を適時に提供できないならば、主管税務機関へ提出期限の延長を申し立てることができる。

税務機関は清單申告及び専項申告に対する税務調査の権利を留保しており、虚偽、違法な資産損失を発見した場合、課税所得を調整することができる。

5. 資産損失の証拠資料

一般の資産損失については、新旧弁法とも57号文で規定されている内部証拠及び外部証拠を要求している。新旧弁法における内部・外部証拠の範囲に関する規定はほぼ同様である。

特定の資産損失については、新旧弁法は貨幣資産損失、非貨幣資産損失及び投資損失のそれぞれに異なる証拠資料の要求をしている。新弁法では、「その他資産損失」という新しいカテゴリーを追加している。

5.1 貨幣資産損失

新旧弁法とも、貨幣資産損失を現金損失、銀行預金損失及び売掛金/前払金損失等に区分している。

旧弁法は現金損失及び銀行預金損失に対して具体的な定義を与えているのに対して、新弁法では現金損失に対する定義はなく、銀行預金等の資産損失は金融機関の解散等による清算によって生じたものであることだけ説明している。明確な定義の欠如により、現金及び銀行預金等の資産損失の認識に当たり税務機関と納税者に判断の柔軟性を与えると同時に不確実性も増大させる結果となっている。

新弁法においては、金融機関によって発行された偽札受取証明書も現金損失の証拠資料として認められるようになった。また、金融機関の清算が3年を超過する場合、企業が裁判所或いは破産清算管理者によって発行された清算未完了証明書を提出すれば、関連する銀行預金等の資産損失を認識することができる。

売掛金/前払金損失について、新弁法は旧弁法と大きく変わっていない。新弁法は損失の証拠となる関連契約書、協議書及び説明書の提出を要求している。債務再編によって損失が生じた企業は申告に当たって、債務者の債務再編利益の納税状況に関する説明書を提供しなければならない。実務上、債権者が債務者の税務処理をコントロールすることができないから、この規定は債権者に重い管理負担をもたらすことになるであろう。

新弁法は更に自然災害、戦争等の不可抗力によりもたらされた売掛金/前払金損失に対する規定を追加した。控除申告には、債務者の被災状況についての説明及び債権放棄の声明書を提出しなければならない。

3年以上未回収の売掛金損失について、新弁法は債権者に以下の条件を要求していないことに留意すべきである。

- ・法的に有効な取立/交渉の記録
- ・債務者の支払不能、3年連続の赤字または3年連続の経営停止に関する証明書
- ・3年以上、当該企業と取引がないことの証明書

但し、新弁法は売掛金の会計上の損失処理を要求している。また、損失処理する企業は法定資格がある仲介機構によって発行された損失に関する特別報告書を提出しなければならない。

少額売掛金損失に関して、新弁法は明確に規定したが、ここに少額とは、売掛金1件の総額が5万円を超えていないもの、または損失を計上する企業の年度収入総額の1万分の一以下であるものを指す。この少額売掛金の未回収期間が1年以上、かつ会計上、損失処理済みの場合、企業は損失控除すること

ができる。但し、法的資格がある仲介機構によって発行された特別報告書を提出し、当該控除をサポートしなければならない。

5.2 非貨幣資産損失

新旧弁法とも、非貨幣資産損失を棚卸資産損失、固定資産損失、建設仮勘定損失及び生産性生物資産損失等に分類している。新弁法は更に無形資産損失を非貨幣資産損失の範囲に追加した。

非貨幣資産について、新旧弁法における主要な差異は以下のとおりである。

- ・損失控除の証拠として、新弁法が要求しているのは「課税基礎原価」で、旧弁法が要求しているのは「帳簿原価」である。新弁法の規定は企業所得税法における棚卸資産及び資産に対する規定と同じで、税法との統一性を実現した。

- ・旧弁法と比べ、新弁法はより法的資格がある専門組織によって発行された専門技術鑑定意見を重視している。

- ・多くの状況において、新弁法では法的資格がある仲介機構によって発行された特別報告書が要求されるようになった。

- ・特に責任者または保険者によって賠償が行われている状況において、新弁法は損失発生 の責任認定文書を重視している。

- ・多くの状況において、新弁法は具体的な証拠に対して詳細な要求を廃止した。例えば、車両、エレベーター等の点検、検査報告書等は不要となった。

新カテゴリーである「無形資産」について、新弁法が規定している無形資産損失は、無形資産が他の新技術によって代替され、または法律保護の期限切れになったことによる損失を指す。無形資産損失を控除するには、企業は当該資産が既に使用価値と譲渡価値がなくなり、かつ未だに完全に償却されていないことを証明しなければならない。

新弁法は無形資産損失控除を行う企業に対して、以下の資料の提出を要求している。

- ・会計情報
- ・企業内部の承認/証明書類及び関連状況の説明書
- ・技術鑑定意見書及び無形資産が既に使用価値と譲渡価値を有していないことを証明する企業法定代表者、主要責任者と財務責任者によって署名された声明書
- ・無形資産の法律保護期間に関する書類

5.3 投資損失

新旧弁法とも、投資損失を債権投資損失と持分投資損失に分類している。

旧弁法においては、「国家规定によって貸付業務に従事することが認められる企業以外、直接の資金貸付行為による損失」は控除できないと規定していた。新弁法は当該規定を廃止したことから、表面的には、新规定においてこれらの損失が控除できるようになったといえる。この変更は規定を現実の状況に合致させるためとの解釈がある。即ち、貸付行為が経営範囲に含まれていないにもかかわらず、企業が課税所得を計算する際、利息収入及び債権性投資の譲渡収入を含めなければならない。それに対応して関連コスト及び損失も控除できるわけである。この変更に対する別の解釈は、新弁法第 46 条第 5 款において既に上記について控除できない損失が含まれており、単独に当該損失を列挙

する必要がないということである。第 46 条第 5 款は、企業が非経営活動による債権損失を控除できないことを規定している。実務上、この問題については事前に主管税務機関の意見を求めることを勧める。

5.3.1 債権投資損失

新弁法は債権投資損失の証拠資料の条件を大幅に簡素化した。企業が債権投資損失を控除する際、通常、債権投資の原始証憑、契約書または協議書、会計資料等の提供が要求されている。

旧弁法と同じく、新弁法は以下の状況においてより具体的な提出資料を規定している。

- ・債務者が法律による破産宣告、休業、解散または登録抹消、営業ライセンス取消、失踪または死亡の場合
- ・債務者が自然災害または事故に遭遇した場合
- ・債務者が法律責任を負った場合
- ・債務者に対する訴訟、仲裁の申入れ、人民法廷が強制執行したが弁済可能な資産がない、人民法廷が不受理または支持を拒否した場合
- ・国務院が債権放棄を承認した場合

新弁法はクレジットカード損失及び金融機構の学生ローン損失に対する特別な資料要求を廃止し、債権投資損失についての一般的な証拠資料要求となった。

債務者の破産、休業、解散または登録抹消、営業ライセンスの取消、失踪または死亡の状況で提示すべきである資産清算証明書または遺産清算証明書が提出できなくても、特定の状況において、新弁法は債権投資損失の控除を認めている。具体的には、新弁法第 40 条第 1 款によると、上記の損失控除をするには、企業は債務者の破産、休業、解散証明書、登録抹消書類、工商行政管理部門による登録抹消証明書或いは照会証明及び追跡記録を提出しなければならない。但し、破産等の上記事項の発生から 3 年以上経過していること、または債権投資残高が 3 百萬元以下であることを条件としている。

5.3.2 持分投資損失

新弁法が追加した持分投資損失に対する証拠資料の条件は債権投資損失に対する要求と類似している。第 42 条によると、被投資企業が法律による破産宣告、休業、解散或いは登録抹消、営業ライセンスの取消、生産経営活動の停止、失踪等の場合、企業が損失控除するには、資産清算証明書或いは遺産清算証明書を提出しなければならない。

上記事項の発生から 3 年以上超過しても、被投資企業が未だに清算手続を完了していない場合、企業は被投資企業の破産、休業、解散または登録抹消、免許取消等の証明書及び清算できない原因に対する説明書を提出すれば、損失控除を申告することができる。

また、新弁法は旧弁法の持分投資損失額に対する制限を廃止した。旧弁法の第 38 条規定によると、企業が持分投資損失を認識する際、責任者、保険による賠償、除却残高または回収可能金額を控除しなければならない。そして、回収可能金額を投資の帳簿価格の 5%と看做していた。新弁法は上記の回収可能額についての規定を廃止した。

新弁法では関連当事者間取引による資産損失の控除が認められるようになった。但し、控除するには法的資格のある仲介機構が発行した特別報告書を提出しなければならない。

5.4 その他の資産損失

その他の資産損失は、旧弁法の投資資産損失の一部を再分類したものである。主に以下のものが含まれる。

- ・競売、入札、競争性交渉等の市場方式によって、グルーピングされた資産を販売した際に生じた資産損失
- ・内部統制制度の不備または業務イノベーション政策の不明確、不整合を原因とする資産損失
- ・刑事事件によって生じた資産損失

以上の損失控除に対する証拠資料の要求は旧弁法と同様である。

KPMG の所見

新弁法の公布は旧弁法の公布、即ち 2009 年 5 月から 2 年しか経過していない。短期間に政策変更した原因の一つは、旧弁法では控除の事前承認が要求され、地方税務機関は大量な人的資源投入が必要であったからである。

新弁法は資産損失控除のコンプライアンス責任を明確に企業側に帰属させたため、地方税務機関はハイリスクの対象企業または領域の調査に資源を集中できるようになった。企業にとって新弁法の最大のメリットは資産損失控除の簡素化・迅速化により、より有効的なキャッシュフロー管理が期待できることである。しかし、それと同時に税務機関によって調査されるリスクも増加した。したがって、損失控除手続が迅速、簡易になったにもかかわらず、企業が健全な資産控除に関わる内部承認制度を整備し、税務機関による調査に備えるように、適切に関連会計、税務資料を準備しなければならない。

規定違反の損失控除による未払いまたは支払い不足の税金に対して、税務機関はその発生から 3 年以内に追徴することができる点に注意しなければならない。そして、関わる税金額が 100,000 人民元を超える場合、追徴期間を 5 年まで延長することができる。関連当事者間取引による損失について、税務機関は 10 年間の遡及権利がある。

新弁法の公布により、資産損失の税務処理と会計処理はより密接に関連するようになった。実際資産損失、法定資産損失ともに、税務控除に当たっては、会計上の損失認識が前提とされている。したがって、資産損失控除に際して、企業内部の税務部門と会計部門の密接な協力が必要である。

Contact us

Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang

Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Hangzhou

Martin Ng

Tel. +86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau

Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Jean Jin Li

Tel. +86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Roger Di

Tel. +86 (10) 8508 7512
roger.di@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Jonathan Jia

Tel. +86 (10) 8508 7517
jonathan.jia@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Abe Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7096
abe.zhao@kpmg.com

Catherine Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7515
catherine.zhao@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
+86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Dawn Foo

Tel. +86 (21) 2212 3412
dawn.foo@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Martin Ng

Tel. +86 (21) 2212 2881
+86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Lachlan Wolfers

Tel. +86 (21) 2212 3515
lachlan.wolfers@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Zichong Xu

Tel. +86 (21) 2212 3404
zichong.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

David Huang

Tel. +86 (21) 2212 3605
david.huang@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Leonard Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3350
leonard.zhang@kpmg.com

Southern China

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Jean Jin Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
+86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Jean Ngan Li

Tel. +86 (755) 2547 1198
jean.li@kpmg.com

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayasha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Alex Capri

Tel. +852 2826 7223
alex.capri@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Ken Harvey

Tel. +852 2685 7806
ken.harvey@kpmg.com

Nigel Hobler

Tel. +852 2143 8784
nigel.hobler@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Kari Pahlman

Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Timpany

Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Jennifer Wong

Tel. +852 2978 8288
jennifer.wong@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2011 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2011 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.